

介護保険通信

令和7年度の介護保険料をお知らせしています

第1号被保険者（65歳以上の人）の令和7年度の介護保険料を決定しました。
7月中旬に被保険者の皆さんへお送りする「介護保険料賦課決定通知書（本徴収）」をご確認ください。



介護保険料の納め方

原則として年金からあらかじめ差し引かれます。
年金額等に応じて納め方が異なります。



あなたの年金額は？

年額18万円（月額1万5千円）以上

特別徴収

年金の定期払い（年6回）の際に、介護保険料が
あらかじめ差し引かれます。

年額18万円（月額1万5千円）未満

普通徴収

偶数月に、口座振替または納付書で納めます。

※特別徴収と普通徴収を併用する場合があります。

こんなときは普通徴収になります

- 特別徴収の人の保険料額が本算定後、
変更になったとき・・・
1.増額の場合は特別徴収と普通徴収の併用徴収となります。
2.減額となった場合、翌年の8月までは普通徴収となります。
- 他の市区町村から転入した人は・・・
前住所地で年金からあらかじめ差し引かれていた人も、
当分の間、普通徴収となります。
- 年金担保融資を受けたとき、または
年金の現況届の提出が遅れたときなど・・・
年金からあらかじめ差し引くことができなくなるため、
当分の間、普通徴収となります。
- 65歳になった人は・・・
65歳到達後、約6～8か月間は普通徴収となります。

～ 仮徴収と本徴収～

| | | |
|-------------|---------|---|
| 仮 徴 収 | 4月（第1期） | 前年度の保険料額をもとに 計算した仮の年間保険料額の 半額を3回に分けて納めます。 |
| | 6月（第2期） | |
| | 8月（第3期） | |

| | | |
|-------------|----------|---|
| 本 徴 収 | 10月（第4期） | 令和6年中の収入等をもとに 確定した年間保険料額から 仮徴収分を差し引いた残りの 額を3回に分けて納めます。 |
| | 12月（第5期） | |
| | 2月（第6期） | |

保険料を納めないでいると…

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、介護サービスを利用した時に、滞納した期間に応じて
下記のような措置があります。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると

利用者がいったんサービス
費用の全額を負担し、その
後、申請により費用の保険
給付分（7～9割）が支給
されます。

1年6か月以上滞納すると

左記の場合に、申請後に
保険給付分が支給されず、
滞納保険料に充てられる
ことがあります。

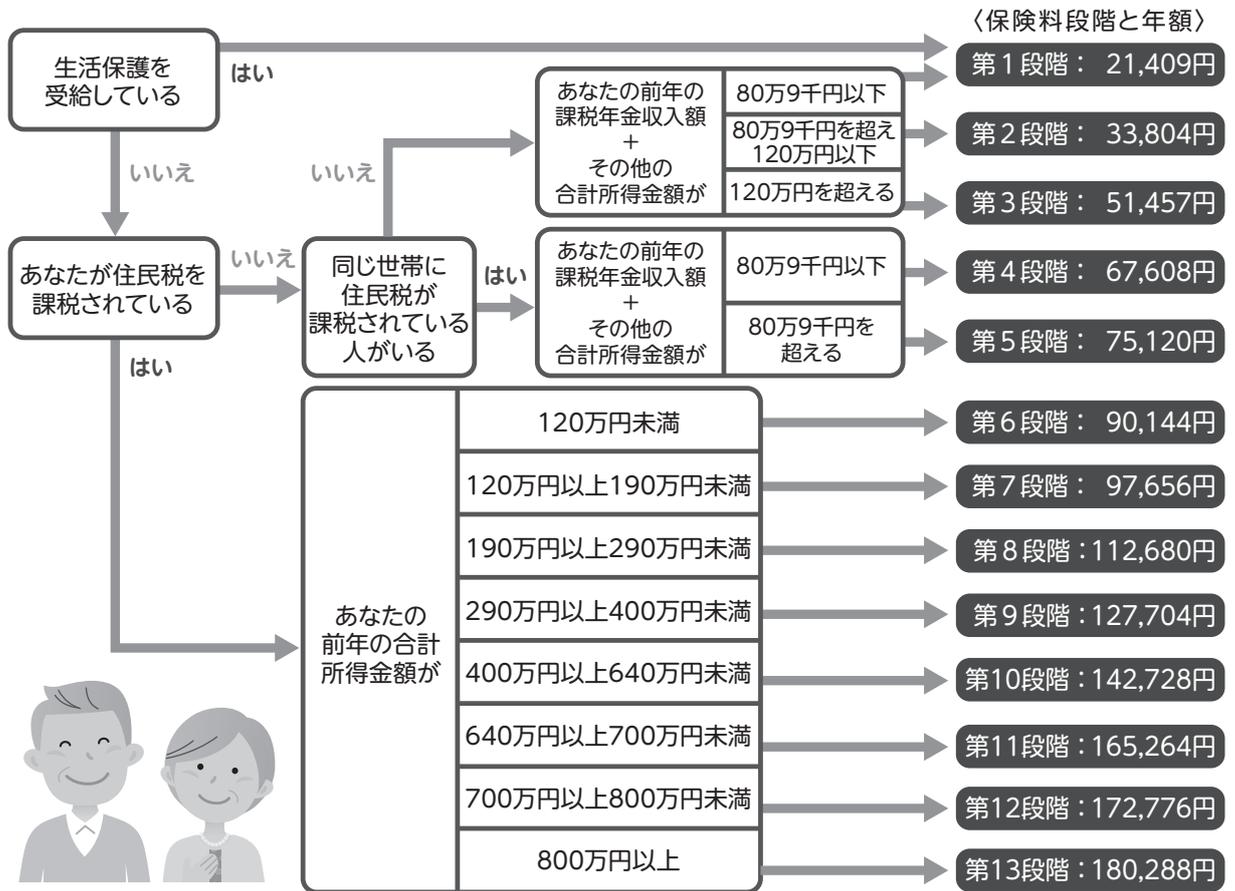
2年以上滞納すると

左記に加え、利用者の負
担割合が3割または4割
に引き上げられます。

困ったときはご相談を！

- ・災害等の特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなったときは、保険料の減免や
猶予を受けられる場合があります。高齢者福祉課までご相談ください。
- ・期限までに保険料の納付が困難な場合は、収納課（TEL 21-6647）へご相談ください。

65歳以上の人の介護保険料の決め方



- ・年間保険料を計算した結果、年額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- ・「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。なお、長期譲渡所得や短期譲渡所得がある場合には、それにかかる特別控除額を差し引いた金額を用います。
- ・「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を差し引いた金額のことです。
- ・第1～5段階の「その他の合計所得金額」に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

おたずね／高齢者福祉課 TEL 21-6212

老老介護支援事業について

市では、在宅で高齢者が高齢者を介護している世帯への支援を行うため、次の支給要件を全て満たす世帯に「老老介護生活支援サービス券」(以下「サービス券」といいます。)を支給しています。

- 支給要件**
- ①世帯全員が65歳以上(※世帯状況は実態で判断します。)
 - ②世帯全員が住民税非課税
 - ③世帯の中に**要介護1以上**の方がいる ※入院や施設入所中の場合は対象となりません。

支給するサービス券の額 3,000円分(500円券×6枚)／月 〈上限 36,000円分／年〉
※支給要件に該当する期間に応じた枚数を決定し、一括支給します。

サービス券の利用について サービス券は、市が指定しているサービス提供事業者で、下記のサービスを利用された場合、その支払に充てることができます。



対象サービス

| サービス | サービス内容の例 |
|-------|------------------------------|
| 家屋等修繕 | 障子・襖はりなどの屋内外の簡単な修繕、電球取替え など |
| 家事支援 | 食料品の買物、居室の清掃、草取り、庭木の剪定、洗濯 など |
| 病院等介助 | 病院の通院や買物の付き添い など |

※物品の購入や家屋修繕の材料費、タクシー代等には利用できません。

申請方法

市から対象と思われる世帯には、**順次**、申請書を送付しています。サービス券を希望される方は、申請書に必要な事項を記入のうえ、提出してください。申請後、市が支給要件に基づいて審査し、支給の可否を決定したうえで、結果通知書・サービス利用券を送付します。

おたずね／高齢者福祉課 TEL 21-6967